

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>第4章 自由討議の拡大 (自由討議の活用)</p> <p>第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等及び執行機関関係職員に対する本会議又は委員会等への出席要求は、必要に応じたものとし、<u>議員相互の自由な討議（以下「自由討議」という。）の場</u>を設けるよう運営しなければならない。</p> <p>2 議員は、自由討議の拡大に努め、政策、条例、<u>意見書等</u>の議案を積極的に提出するよう努める。</p> <p>3 議会は、自由討議において、積極的な議論を尽くすとともに、併せて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>4 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定<u>に向けて</u>、合意形成に努める。</p>	<p>第4章 自由討議の拡大 (自由討議の活用)</p> <p>第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等_____に対する本会議・<u>委員会等</u>への出席要求は、必要に応じたものとし、<u>第3条第1項に規定する_____自由討議_____の機会</u>を設けるよう運営しなければならない。</p> <p>2 議員は、自由討議の拡大に努め、政策、条例<u>及び意見書などの</u>議案を積極的に提出するよう努める。</p> <p>3 議会は、自由討議において、積極的な議論を尽くすとともに、併せて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>4 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定<u>を受けて</u>、合意形成に努める。</p>